

議員全員協議会 2月28日開催

(仮称) 水源の保全に関する条例
について

【概要】水源の保全に関する条例の制定状況及び背景について、条例の型や関連法令等の概要を踏まえた説明

問 提案された排出規制型と環境配慮型条例も必要だが、これとは別に立地規制型が必要ではないか。

答 立地規制型については、市民から要請があったが、法律と条例の関係において、産廃処分場等の立地を一律に規制することは関係法令に矛盾する可能性があり、法令遵守の立場から立地規制型の条例の制定はできないと判断した。

問 対象事業において、「環境配慮が必要な施設を対象に加える」の表現は曖昧である。産廃処理施設と明記すべきではないか。

答 対象事業は、産廃処理施設を含めるという意味である。

問 市への事業計画の事前届出及び説明会は、同時並行もあり得ると説明があったが、これでは条例が機能しない。県に許可申請を出す前に、ここまではやってくたさいという条件にできないか。

答 対象となる施設の設置につい

ては、事業計画段階から、本市が状況を把握するとしている。法令に基づく届出等の時期と合わせるものが考えている。

問 施設構造や設備等の大規模な変更とは、曖昧ではないか。産廃処理施設に主軸を置かないで、水濁法の特定施設を全て対象にしているためではないか。

答 水濁法等法令に基づく届出を行う場合には、必ず市にも届出を求め形で整理し、条例で明記するというものではないと考えている。

また、産廃処分場に限定し、立地規制や排出抑制といった条例を設けることは、廃掃法の趣旨に反すると考えている。全国の自治体の中で、産廃処分場に限定した大きな規制をかけている条例は、承知していない。

問 考え方を示された中では読み取れるものは、非常に消極的だ。苦難にある住民に寄り添って条例を作ろうとしているのか市長に問う。

答 何とかしたいという強い思いで、検討を進めてきた。一方で、

行政の仕事というのは、法令遵守が絶対であり、法令を覆すような条例はできない。その中で、本市として、できることは全部やるという思いで、条例の制定の方向性を示させていた。これからの条文の具体化において、本日のご意見等は、しっかりと受けとめ、制定に向けた手続きを進めていきたい。



問 実効性がない条例で、汚染から本市の水源を守ることができるとのか問う。

答 基本的な考え方として、廃掃法、水濁法という規制される法律があり、基準を超えたものにはそれらの法律で対応していくことが大原則になる。それを補完する意味で、市が条例を作っていく。

環境配慮手続きについて十分でないところは、県も要綱を定めているが、合わせて本市も主体的に動けることを条例の中に盛り込もうとしている。

条例の実行性については、行政指導とはいえ、直接自主的に動く

ことが可能となることから、一定の実行性も確保できるのではないかと考えている。

問 ささまざまな立場の弁護士に意見を聞いた上で、立地規制型が不可能だと判断した理由を問う。

答 立地規制型を求める意見を多くの住民の方からいただいている中、苦渋の選択として示させていただいた。令和3年に顧問弁護士に相談したところ、市の条例で産廃処分場の立地を規制することはできないと見解が示された。4年12月には原告団の弁護士2人に面会し、法律に矛盾抵触する条例の制定はできないとの考え方は、本市と同様のものであったと認識をしている。ただし、法律に矛盾抵触するかどうかは、個々の規定の内容により判断されると伺っている。見直すべき可能性のある所は見直し、条例の案を策定していきたい。

訂正

2月号8ページ、宮垣議員の掲載内容に誤りがありましたので、訂正します。

誤：尾道市では受験年齢が18～45歳

正：尾道市では受験年齢が18～53歳